

消費生活センターニュース

令和5年度
第2号

「簡単に高額収入が得られる」という もうけ話のトラブルが多発しています！

～SNSやネットで見つけたもうけ話、こんなはずでは…
と、ならないために～

昨今の物価上昇に対し、少しでも家計の足しにしたいとの思いや、お小遣いを稼ぎたいとの思いから、インターネットやSNSで「簡単に高額収入」などの広告を見て、高額な契約をしたのに、説明と違い収入が得られないとの相談が増加しています。「うまい話」に気を付けて下さい。

事例 1

インターネット検索から、FX取引で儲けるためのサポートプランに高額な支払いをしたが、そもそもFX取引が分からず、稼げない。

事例 2

求人サイトに「在宅で稼げる、返金保証」と。配信者登録数を増やせば高収入が得られるとの説明に、ソフトをダウンロードしたが、儲けは出ず、返金もされない。

事例 3

SNSに、簡単に高収入が得られる方法との広告が。暗号資産取引で、みんな高額収入を得ていると勧められ、借金をしてコンサル料を支払い。内容が薄くて役に立たない。

事例 4

SNSで知り合った人から、動画等の投稿・配信で広告収入を稼ぐビジネスのサイトを紹介され「儲けのノウハウ」にクレジット払いしたが、指示通りやるも儲からない。



商品、サービス、契約のトラブル、多重債務などでお困りの時には、

沼田市消費生活センター TEL 20-1500 へ

相談時間 9:00～12:00 13:00～16:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

住 所 沼田市下之町888番地 TERRACE沼田(テラスぬまた)3階

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください！

裏面もご覧ください。

トラブル防止のポイント



① うまい話はありません

「簡単に稼げる」「高額収入が得られる」ことを誇張する広告や、知人からの誘いは、安易に信じないようにしてください。うまい話には裏があると考えてください。

② 借金をしてまで契約はしない

「お金がない」と言っても、複数枚のクレジットカードでの支払いや、消費者金融のアプリを入れて、借金をすることを勧めてくることもあります。「高額の儲けが出て、返済はすぐにできる」などと甘い言葉で勧めてきます。そもそもお金が欲しいのに、高額な支払いをすること自体、おかしいと思ってください。

③ 内容を確認せず購入を決めないこと、きっぱり断る勇気を

情報商材(※)は、契約前に中身を見ることができません。内容も確認せず、購入を決めることは危険です。また、おかしいと思ったら、はっきり断る事が大事です。

※情報商材とは？

インターネット等で、高収入を得るためのサポートやノウハウ等と称して、ダウンロードすること等で販売される情報の事を言います。

電話で勧誘を受けて契約した場合



電話勧誘販売によって情報商材等の契約をした場合は、法律で定められた事項が記載された契約書面や、電磁的方法での提供を受けた日から8日間は、クーリング・オフにより契約解除ができます。クレジットカード決済をした場合は、直ちにカード会社へも事前説明しておきましょう。クーリング・オフの手続きが分からない方は早急にご相談ください。



しかし、一度払ってしまうと、返金は厳しくなります。怪しい、話がうますぎと思ったら、断る勇気を持ち、支払う前に、相談をしてください。

消費者庁イラスト集より

商品、サービス、契約のトラブル、多重債務などでお困りの時には、

沼田市消費生活センター TEL 20-1500 へ

相談時間 9:00～12:00 13:00～16:00 (土・日・祝日・年末年始は休み)

住 所 沼田市下之町888番地 TERRACE沼田(テラスぬまた)3階

片品村、川場村、昭和村、みなかみ町にお住まいの方もお気軽にご相談ください！